26—01　ＰＵＤＴ

手続の停止（中断、中止）

１．　手続の停止

手続の停止とは、一定の事由が存在する場合に、それが消滅するまで一切の手続を停止することをいう。

停止は、法律上の効果を伴い、停止中にされた特許庁及び当事者の手続は、当事者双方又は相手方との関係で無効であることを原則とし、期間の進行も停止される。進行を停止された期間は、手続の受継の通知又は続行のときから、改めて全期間の進行を開始する（特§24→民訴§132②、実§2の5②、意§68②、商§77②で準用）。

停止には、中断と中止とがある。

２．　中断

中断とは、審判手続中に、当事者が交代しなければならない事由が発生したとき、新しい当事者が手続に関与できるようになるまでの間、手続の進行を停止して、その当事者の利益を保護するための制度である。法定の中断事由の発生によって当然に発生するものであり、中断事由の発生についての特許庁や当事者の知・不知とは関わりがない。

法定の中断事由は、以下のとおりである。

(1) 死亡による中断

ア 当事者が死亡したときは、相続人、相続財産管理人その他法令により手続を続行すべき者がその手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①一、実§2の5②、意§68②、商§77②）。もっとも、相続放棄（民§938）のできる間は、相続が不確定な状態にあるから、手続の受継はできず（特§24→民訴§124③、実§2の5②、意§68②、商§77②）、相手方からも受継の申立てをすることはできない。

イ 民事訴訟法とは異なり、補助参加の場合においても、参加人に中断の原因があるときには、審判手続は中断する（特§148⑤、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

なお、被参加人は審判手続の当事者であるから、被参加人に中断の原因が生じたときは、参加人にもその効力は生じる。

ウ 当事者死亡の場合の受継手続（→26―04）

エ 裁判例

① 当事者が死亡したとき、その相手方がその訴訟の唯一の承継人である場合には、対立当事者の地位が1人に帰すため訴訟は終了し、中断を生じない（大判昭10.4.8（民集14巻511頁））。

② 特許無効審判の請求人が被告となっている審決取消訴訟の係属中に、当該被告が死亡した場合には、民訴§124に基づき、その相続人その他法令により訴訟を続行すべき者においてその訴訟の手続を受け継ぐべきものであって、訴訟が終了するものではない（最一小判昭55.12.18（昭52（行ツ）130号））。

(2) 法人の合併による中断

当事者である法人が合併により消滅したときは、合併により設立された法人又は合併後存続する法人が、その手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①二、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(3) 破産法による中断

ア 破産手続開始の決定による中断

当事者が、破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人がその手続を受継ぐまで中断する（破産法§46→同§44①、②）。

（裁判例）

共同出願に係る拒絶査定不服審判の審理中に、請求人の一人が破産手続開始の決定を受けた事案において、請求人の一人が破産手続開始決定を受けたことにより審判手続は当然に中止し、共同審判請求人の一人に生じた中断は請求人全員についてその効力を生じているため（特§132④）、その間にされた本件審決は、無効である（知財高判平22.10.25（平22（行ケ）10270号））。

イ 破産手続終了による中断

破産手続開始の決定により中断した手続であって、破産管財人によりその手続の受継がされた後に破産手続が終了したときは、破産者である当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法§46→同§44④、⑤）。

(4) 手続能力の喪失、法定代理人の死亡、法定代理権の消滅による中断

ア 当事者が手続能力を失い、又は法定代理人が死亡し、若しくはその代理権が消滅したときは、法定代理人又は手続能力を有するに至った当事者がその手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①三、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

イ 法定代理権の消滅は、本人または代理人から相手方に通知しなければ、効力を生じない（民訴§36①）。この規定は、法人その他の団体の代表者または管理人の権限の消滅にも準用がある（民訴§37、民訴規§18）。

ウ 官庁が当事者であるときに、その長の変更は、法定代理権の消滅になる。ただし指定代理人がいれば中断は生じない（特§24→民訴§124②、実§2の5②、意§68②、商§77②）（大判大4.10.16（大4（オ）572号、民録21編1644頁）。

エ 会社が解散し、従来の取締役が法定清算人となるときは、法定代理権の変更にはならない（会社法§478）。

(5) 信託任務終了による中断

当事者である受託者の信託の任務が終了したときは、新受託者がその手続を受け継ぐまで中断する（特§24→民訴§124①四、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(6) 資格変更による中断

一定の資格を有する者が自己の名で他人のために手続の当事者（一定の資格に基づく当事者、いわゆる職務による当事者などを含む。以下この項において「資格当事者」という。）となる場合において、その資格を失ったときは、同一の資格を有する者がその手続を受け継ぐまで中断する。資格当事者が死亡したときも同じである（特§24→民訴§124①五、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(7) 会社更生法による中断

ア 更生手続開始の決定による中断

当事者である会社が、裁判所により更生手続開始の決定（会社更生法§41）を受けたときは、手続は、管財人などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法§53→同§52①、②）。

イ 更生手続終了による中断

更生手続開始の決定により中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に更生手続が終了したときは、会社などがその手続を受け継ぐまで中断する（会社更生法§53→同§52④、⑤）。

(8) 民事再生法による中断

ア 管理命令による中断

再生手続開始の決定があったときには中断しないが、管理命令が発せられたときには、再生債務者の財産関係の訴訟手続で再生債務者が当事者であるものは、中断する（民事再生法§69→同§67②）。

イ 再生手続終了による中断

管理命令による中断した手続であって管財人によりその手続の受継がされた後に再生手続が終了又は管理命令を取り消す旨の決定が確定したときは、再生債務者がその手続を受け継ぐまで中断する（民事再生法§69→同§68②、③及び④）。

(9) 裁判所の保全管理命令による中断

破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがあった場合に、裁判所が保全管理命令を発したときは、保全管理人がその手続を受け継ぐまで中断する（破産法§96②→同§44、会社更生法§34③→同§52、民事再生法§83③→同§67、§68）。

（注）

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議の申立ての承継が認められないので、特許（商標登録）異議申立人側については、上記（1）～（9）の中断事由は適用されない（→66―02の２．、67―02の２．）。

３． 中断適用除外

(1) 上記１．の(1)ア、(2)、(4)、(5)、(6)のときは、委任による代理人がある間は、適用しない（特§24→民訴§124②、実§2の5②、意§68②、商§77②）

（→26―04 の１．(3)）。

(2) 中断適用除外に関する裁判例

① 訴訟代理人が上訴提起の特別授権を有しない場合は、当該審級における判決の送達とともに上級審の訴訟行為に関する限り訴訟代理人を欠くを以って、爾後訴訟手続は上訴の関係においては中断する（大決昭 6.8.8（昭 6（ク）788 号）。

② 控訴、上告の特別委任がある場合なら終局判決の確定、すなわち訴訟の終了まで中断は生じない（大判昭 8.7.27（昭 8（ク）1059 号））。

(3) 代理人死亡の場合の取扱い(→23―11)

４． 中止

中止とは、特許庁又は当事者において審判手続の続行が不能又は不適当となった場合に法律上当然に又は特許庁長官又は合議体の決定によって生じるもので、法定の中止事由は、以下のとおりである。

(1) 特許庁の職務執行不能による中止

天災その他の事由によって、特許庁が職務を行うことができないときは、手続はその事由が消滅するまで中止する（特§24→民訴§130、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

(2) 次の場合、合議体は申立てにより又は職権をもって手続を中止することができる。

ア 当事者の故障による中止

当事者が不定期間の故障により手続を続行することができないときは、その故障の止むまで中止することができる（特§24→民訴§131①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

イ 共同審判等の手続の中止

共同審判又はその再審において、その一部の者について、不定期間の故障があるため、手続を続行することができないときは、その手続の全体を中止することができる（特§132④、§174②～④、実§41、意§52、§58④、商§56①、§68④）。

(3) 裁判所の命令による中止

裁判所の中止命令があったときは、手続を中止する。

（例）

更生手続開始の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものの手続の中止を命ずることができる（会社更生法§24①）。

５．決定による中止命令

当事者が不定期間の故障により審判手続を続行することができないときは、特許庁長官又は合議体は決定をもってその中止を命ずることができる（特§24→民訴§131①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

６．他の審判又は訴訟による中止

(1) 審判において必要があると認めるときは、特許（商標登録）異議の申立てについての決定若しくは、他の審判の審決が確定し又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる（特§168①、実§40①、意§52、商§56①、§68④）。

（例）特許無効審判と訂正審判の関連的な取扱い（→51―22）

(2) 中止に関する裁判例

ア 民事、刑事の訴訟手続の完結に至るまで、審判手続を中止する必要があるか否かは、審判官の自由裁量に委ねられていて、必ず中止しなければならないものでない（東高判昭 23.5.28（昭 22（オ）11 号）、東高判昭 32.3.12（昭 31（行ナ）15 号））。また中止申立権を認めたものでもない（大判昭 13.11.28（昭 13（オ）1270 号））。

イ 無効審判事件の係属中に、その権利についての訂正許可の審判を請求した者が、無効審判の審理中止願を提出したからといって、この申立てに拘束されないし、その許否の決定を要するものでもない（大判昭 11.7.11（昭 10（オ）2143 号））。

７．中断、中止の効力

(1) 期間進行の停止、開始

手続の中断又は中止があったときは、期間はその進行を停止するが、受継又は中止の解消により手続が再び進行したときには、その続行のときから改めて全期間が進行する（特§24→民訴§132②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

なお、中断又は中止によって期間の進行が停止するのは手続に関する期間のみであり、例えば、中断または中止中に特許権の存続期間（特§67）が満了すれば、当該特許権は消滅する。

(2) 共同審判

共同して審判を請求した者、又は共有に係る特許権に対し審判を請求された者の一人について、審判手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる（特§132④）。

(3) 続行禁止

合議体又は当事者は、中断又は中止の間、その事件に関する手続を続行することができない。

(4) 中断又は中止中に行われた手続

中断又は中止中にされた手続は違法であるが、受継又は続行の申立者がその申立て（名義変更届により受継申立てをするときも含む。）の際に、中断又は中止中に当事者又は当庁が行った手続（以下「中断中の手続」という。）の効力について争わないときは、中断中の手続の無効又は取消を主張することは認めないこととする（→方式審査便覧　05．11（中間手続―8））。

(5) 中断、中止の効力に関する裁判例

訴訟手続中断中、本案についてした当事者の訴訟行為は相手方に対する関係では無効であるが、相手方がその行為を明認し、又はこれに対してなんらの異議を主張しないで、そのまま訴訟行為を続行したときは、いわゆる責問権の放棄により爾後同人はその無効を主張する権利を喪失するものと解する（大判昭14.9.14（昭13（オ）2445号））。

共同審判請求人の一人であるYが破産宣告を受け、審判手続が中断していたが、これを看過して審決を送達した事案において、Yについて生じた上記中断は、共同審判請求人である被告ら全員についてその効力を生ずる（特§132④）（東高判平13.1.31（平12（行ケ）227号））。

８．　中断、中止した手続の受継

中断又は中止した手続の受継は申立てによって行われ、具体的には、その旨を記載した書面を特許庁に提出してなされる。

申立権者は、新追行者及びその相手方である（特§24→民訴§126）。

９．　中断、中止した手続の受継申立て通知

前項の受継の申立てがあったときは、審判長はその旨を相手方に通知しなければならない（特§24→民訴§127、実§2の5②、意§68②、商§77②）。

１０．　中断、中止した手続の受継についての決定

(1) 特許庁長官又は審判官（合議体）は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中断した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない（特§22①、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26―05の１．）。

特許庁長官又は審判長からの受継の通知によって、中断が解消し手続が再開される（特§24→民訴§132②）。

(2) 審判手続の受継の申立ては、特許庁長官又は合議体が職権をもってこれを調査し、理由がないと認めたときは決定をもって却下する（特§24→民訴§128①、実§2の5②、意§68②、商§77②）。却下されたときは中断はなお継続することとなる。

１１．　中断、中止した手続の受継命令

特許庁長官又は合議体は、中断した審査、特許（商標登録）異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、相手方の申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない（特§23①、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26―04の１．(1)イ）。

この場合において、指定した期間内に受継がなかったときは、その期間の経過の日に受継があったものとみなすことができる（特§23②、実§2の5②、意§68②、商§77②）。この場合、特許庁長官又は審判長は、その旨を当事者に通知

しなければならない（特§23③、実§2の5②、意§68②、商§77②）（→26―04の１．(1)ウ、エ）。

１２．参加人の中断、中止の効力（→57―05の3.）

１３．除斥、忌避関係による中止

除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定があるまで、審判手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない（特§144、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

１４．意匠・商標登録出願についての補正の却下による中止

意§17の2④（同§50①で準用）並びに商§16の2④（同§55の2②で準用）には、同条第１項の規定による補正の却下の決定に対し、意§47①若しくは商§45①の審判を請求したとき、又は、意§59①若しくは商§63①の訴えを提起したときは、その審判の審決又は訴の判決が確定するまで、その意匠登録出願又は商標登録出願の審査若しくは拒絶査定に対する審判を中止しなければならない旨規定されている。

（注）意§17の2③並びに商§16の2③には、「第１項の規定による却下の決定があったときは、決定の謄本の送達があった日から３月を経過するまでは、当該意匠登録出願又は商標登録出願について査定をしてはならない」と規定されている。これは、審査（審判）の中止を規定しているものではない。

したがって、前記３月の期間内に、意匠、商標登録出願について査定（審決の場合は30日の期間内）以外の手続（例、拒絶理由通知、補正命令）をしても違法ではないし、補正の却下の決定と前後して、又は同時にした手続についての指定期間等は、審判の請求又は訴えの提起がない限り期間の進行を停止しない。

（改訂 R5.12）